(9)地点　(8)に掲げる地点から八二度一五分〇〇秒一六・〇メートルの
(10)に掲げる地点から一六五度三〇分〇〇秒三一四・〇メートル　(9)の地点
(11)に掲げる地点から一五五度一五分〇〇秒四〇二・〇メートル　(10)の地点
(12)に掲げる地点から一六四度〇〇分〇〇秒六二・〇メートル　(11)の地点
(13)に掲げる地点から一五二度〇〇分〇〇秒二二三・〇メートル　(12)の地点
(14)に掲げる地点から一五五度一〇分〇〇秒二九三・〇メートル　(13)の地点
(15)に掲げる地点から一三八度〇〇分〇〇秒一三二・〇メートル　(14)の地点
(16)に掲げる地点から一二九度三〇分〇九秒一〇九・〇メートル　(15)の地点
(17)に掲げる地点から七四度四五分三七秒八三・〇メートルの地点　(16)に掲げる地点
(18)に掲げる地点から五五度〇〇分二〇秒二五九・九メートルの地点　(17)に掲げる地点
(19)に掲げる地点から三三八度五六分三七秒一、七〇六・一メートルの地点　(18)に掲げる地点

○国土交通省告示第四百九十九号

自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十七条第三項の規定に基づき、自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年四月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示の一部を改正する告示

本則中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百号

自動車等安全性能評価実施要領（平成二十六年国土交通省告示第五百二十九号）の一部を次のように変更したので、自動車等の安全性能に関する評価等に関する規程（平成十一年運輸省告示第四百四十号）第三条第五項の規定により準用する同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第三条第一項中「五月末時点又は十月末時点」を「三月末時点又は九月末時点」に改める。

第四条第一項の表第十七号中「第十五号及び第十六号」を「第十五号から第十七号まで」に、「及び車線逸脱警報装置性能試験」を「、車線逸脱警報装置性能試験及び後方視界情報提供装置性能試験」に改め、同号を同表第十八号とし、同表第十六号の次に次の一号を加える。

十七　後方視界情報提供装置性能	試験自動車の後面、当該自動車の後面から三・六五メートルの距離にある鉛直面、当該自動車の左側面から〇・四五メートルの距離にある鉛直面及び当該自動車の右側面から〇・四五メートルの距離にある鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物（高さが〇・六メートル以上〇・九メートル以下であり、かつ、直径が〇・三メートルである円柱をいう。以下同じ。）を後方視界情報提供装置を用いて確認する試験

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百一号

空港法（昭和三十一年法律第八十号）附則第五条において準用する第十七条の規定に基づき、指定空港機能施設事業者たる法人の合併を認可したので、国管理空港等において空港機能施設事業を行うものとして指定を受けた者の氏名又は名称及び住所に関する告示（平成二十一年国土交通省告示第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第二号の表小松飛行場の項中「北陸国際航空貨物ターミナル株式会社」及び「石川県小松市草野町ハ39番地」を削除する。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百二号

道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第四条の規定に基づき、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十四条第二項の町村を指定したので、平成十八年国土交通省告示第五百九十八号（自動車の臨時運行の許可に関する市町村を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年四月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

鳥取県の部西伯郡の項中「伯耆町　南部町」を「大山町　南部町　伯耆町」に改め、熊本県の部中「下益城郡美里町」を「下益城郡　美里町　菊池郡　大津町」に改める。

官庁報告

官庁事項

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第三条第二十一号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第十九号に規定する指定公共機関を公示する件（平成二十五年四月十二日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。

平成二十七年四月一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

件名中「第三条第十九号」を「第三条第二十一号」に改める。

本則中第八十一号を次のように改める。

八十一　ソフトバンクモバイル

第八十三号を削る。

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第三十九号の規定に基づき、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第六号に規定する指定公共機関を公示する件（平成十六年九月十七日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。

平成二十七年四月一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

1　第九十号を次のように改める

九十　ソフトバンクモバイル株式会社

2　第九十二号を削り、第九十三号を第九十二号とし、第九十四号から第百十二号までを一号ずつ繰り上げる。